

毎週火、金曜日発行(但休日には翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県境港水産会館管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県管境港魚市場管理規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県境港水産会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十四号

鳥取県境港水産会館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県境港水産会館管理規則(昭和三十七年九月鳥取

県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立境港水産会館管理規則

第一条及び第二条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立境港水産会館(以下「会館」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(利用の許可)

第二条 会館の利用の許可の申請は、様式第一号による利用許可申請書を提出してしなければならない。

2 会館の利用の許可は、様式第二号による利用許可書を交付して行なうものとする。

第三条第一項中「鳥取県水産会館使用料条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十三号)第一条」を「条例第四条」に、「事務室を使用する者」を「会議室以外の室

を利用する者」に、「会議室を使用する者」を「会議室を利用する者」に、「使用前」を「利用前」に改め、同条第二項中「事務室」を「会議室以外の室」に、「使用」を「利用」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(使用料の減免)

第三条の二 条例第五条の規定による使用料の減免は、次の各号の一に該当する場合に限り行なうことができる。

一 他の地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用に供するため利用するとき。

二 水産業の発展を図るため、知事が特に必要と認めるとき。

第四条各号列記以外の部分中「第二条」を「条例第三条」に、「使用」を「利用」に改め、同条第一号及び第二号中「水産会館の使用」を「会館の利用」に改める。

第五条を次のように改める。

(利用廃止届)

第五条 会館の会議室以外の室を利用する者が、その利用をやめようとするときは、様式第三号による利用廃止届を知事に提出しなければならない。

第六条中「水産会館」を「会館」に改める。

第七条中「水産会館」を「会館」に、「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(委任)

第八条 次の各号に掲げる事務は、館長に委任する。

一 会議室の利用の許可をすること。

二 利用者に対し、会館の管理についての必要な指示をすること。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第一号(その1)

鳥取県立境港水産会館利用許可申請書

鳥取県知事 殿 年 月 日

申請人 住所

氏名 ㊦

下記のとおり、鳥取県立境港水産会館の事務室(その他の室)を利用したいので、許可してくださるよう申請します。

記

- 1 利用面積
- 2 利用目的
- 3 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 その他参考事項

(その2)

鳥取県立境港水産会館利用許可申請書

鳥取県立境港水産会館長 殿

年 月 日

申請人 住所 氏名 ㊦

下記のとおり、鳥取県立境港水産会館の会議室を利用したいので、許可してくださるよう申請します。

記

記

- 1 利用室名
 - 2 利用目的
 - 3 参集人数
 - 4 利用日時 月 日 午前 時 分から 月 日 午後 時 分まで
- 様式第2号
- 鳥取県立境港水産会館利用許可書
- 住所 氏名 殿 年 月 日
- 鳥取県知事 殿 ㊦

年 月 日付けで申請の鳥取県立境港水産会館の利用については、次のとおり許可します。

記

- 1 利用場所(室)
- 2 利用期間(日時)
- 3 使用料

4 許可条件
様式第3号

鳥取県立境港水産会館事務室 (その他の室)
利用廃止届
鳥取県知事 殿

年 月 日
届出人 住所 氏名

年 月 日付の第 号で鳥取県立境港水産会館事務室 (その他の室) の利用の許可を受けて利用していましたが、月 日限り利用をやめますのでお届けします。
様式第4号
鳥取県立境港水産会館施設のき損 (滅失) 届
鳥取県知事 殿

年 月 日
届出人 住所 氏名
下記のとおり鳥取県立境港水産会館の施設をき損 (滅失) したのでお届けします。

記

- 1 き損箇所 (滅失物)
 - 2 き損 (滅失) の原因及びその日時
- 附則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県管境港魚市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年八月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号
鳥取県管境港魚市場管理規則の一部を改正する規則

鳥取県管境港魚市場管理規則 (昭和三十七年九月鳥取県規則第四十六号) の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。
(目的)

第一条 この規則は、鳥取県管境港魚市場の設置及び管理に関する条例 (昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号。以下「条例」という。) の規定に基づき、鳥取県管境港魚市場 (以下「魚市場」という。) の管理に関する事項を定めることを目的とする。

第二条の見出しを「(取扱品目)」に改め、同条各号列記以外の部分中「卸売の業務を行なうものとする。」を「卸売の業務及び荷さばきの業務を行なわせるものとする。」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「行なう」を「行なわせる」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「鳥取県管境港魚市場使用料条例 (昭和三十七年七月鳥取県条例第三十四号。以下「条例」という。) 第一条に規定する」を「条例第四条の規定により徴収する」に改め、同項第一号中「水産物販売のための使用」を「水産物の卸売のための利用」に、「使用」を「利用」に改め、同条同項第二号中「使用」を「利用」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(使用料の減免)

第五条の二 条例第五条の規定による使用料の減免は、次の各号の一に該当する場合に限り行なうことができる。

- 一 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため利用するとき。
- 二 水産物の流通の合理化を図るため、知事が特に必要と認めるとき。

第六条の見出しを「(卸売のための利用の許可の申請)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

水産物の卸売のための魚市場の利用の許可の申請は、次の各号に掲げる書類を添えた様式第一号による利用許可申請書を提出してしなければならない。

- 第六条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とする。
- 第七条を次のように改める。
- (荷さばきのための利用の許可の申請)

第七条 水産物の荷さばきのための魚市場の利用の許可の申請は、様式第三号による利用許可申請書を提出しなくてはならない。

第八条 第一項各号列記以外の部分中「卸売人」を「水産物の卸売のための利用の許可を受けた者(以下「卸売人」という。)」に改め、同項第一号中「業務」を「魚市場の利用」に改め、同項第二号中「使用」を「利用」に改め、同条第二項を削る。

第九条を次のように改める。
(利用の廃止)

第九条 卸売人が水産物の卸売のための利用をやめようとするときは、様式第四号による利用廃止届を提出して知事に届出なければならない。

第十二条中「兼ねることができない。」を「兼ねてはならない。」に改める。

第十五条を次のように改める。
(販売手数料)

第十五条 卸売人は、水産物を販売する場合において、

販売を委託した者から收受する販売手数料の率についてあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の販売手数料の率を販売金額の百分の六以内において承認するものとする。
第十六条第四項を次のように改める。

4 知事は、卸売人、仲買人又はせり人が前項各号の規定に違反したときは、期間を指定して当該卸売人が魚市場を利用することを停止し、又は当該仲買人若しくは当該せり人が魚市場に立ち入ることを禁止することができる。

第十六条第五項を削る。
第十七条を次のように改める。

(監督)

第十七条 知事は、魚市場の適正な維持管理を図るため、必要があると認めるときは、利用者に対し、魚市場の利用に關し適正な措置を講ずることを命じ、又は必要な指示をすることができる。
第十八条第一項中「知事」を「場長」に改め、同条第

二項中「若しくは仲買人」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条の見出しを「(遵守事項)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(委任)

第二十二条 次の各号に掲げる事務は、場長に委任する。

- 一 魚市場の開場時間及び休日の変更をすること。
- 二 荷さばきのための利用の許可をすること。
- 三 卸売人に対し、その業務に關し報告を求め、又は職員をして帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 四 魚市場に立ち入ることを禁止し、又は制限すること。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第一号

鳥取県境港魚市場利用(卸売の業務)

許可申請書

鳥取県知事

殿

年 月 日

申請人 住所

氏名

㊟

下記のとおり、鳥取県境港魚市場を利用したいので、許可していただきますよう申請します。

記

- 1 申請の理由
- 2 事業計画
- 3 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用料
- 5 指定仲買人の数
- 6 その他参考事項

00217

様式第2号

誓約書

鳥取県知事 殿

年 月 日

住所

氏名

㊦

鳥取県営境港魚市場卸売人として従事するうえは、関係法令を守り誠実に業務を営みます。

万一、違法、不当の行為をしたときは、これに対し、相当の処分を受けても異議の申し立てはしません。

様式第3号

鳥取県営境港魚市場利用(荷さばきの業務)

許可申請書

鳥取県営境港魚市場長 殿

年 月 日

申請人 住所

氏名

㊦

下記のとおり、鳥取県営境港魚市場を利用したいので、

許可して下さるよう申請します。

記

- 1 利用区域
- 2 利用目的
- 3 利用時間 月 日 午前 時 分から 約 時間 分
- 4 荷さばき数量
- 5 使用料
- 6 その他参考事項

様式第4号

卸売のための利用廃止届

鳥取県知事 殿

年 月 日

届出人 住所

氏名

㊦

年 月 日付け第 号で卸売のための利用の許可を受け、鳥取県営境港魚市場を利用していましたが、年 月 日限り利用をやめますのでお届けします。

00218

様式第5号

鳥取県営境港魚市場施設のき損(滅失)届

鳥取県知事 殿

年 月 日

届出人 住所

氏名

㊦

下記のとおり、鳥取県営境港魚市場の施設をき損(滅失)しましたのでお届けします。

記

- 1 き損箇所(滅失物)
- 2 き損の原因及びその日時

様式第6号

仲買人及びせり人届

鳥取県知事 殿

年 月 日

届出人 住所

氏名

㊦

下記のとおり、仲買人及びせり人を指定しましたので

お届けします。

1 仲買人

- (1) 本籍地
- (2) 現住所
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 指定年月日
- (6) 過去1年間の取扱高
- (7) 卸売業者名(他の卸売業者の指定を受けている場合に限る。)

2 せり人

- (1) 本籍地
- (2) 現住所
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 指定年月日
- (6) 経験年数

届出人

この届出は、公衆の目から隠すべからず。